

世田谷区告示第330号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

(1) 11-Z005

(2) 11-Z006

2 区間

(1) 世田谷区北沢一丁目320番2地先無番から321番4地先無番まで

(2) 世田谷区北沢一丁目321番5地先無番から326番1地先無番まで

3 廃止の期日

(1) 令和8年4月30日

(2) 令和8年4月30日

案内図



街区	(1) 北沢一丁目40番 (2) 北沢一丁目38番から39番まで
----	-------------------------------------

